

(仮称)中野区子どもの権利委員会及び(仮称)中野区子どもの権利救済機関の設置に係る考え方について

子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、(仮称)中野区子どもの権利委員会及び(仮称)中野区子どもの権利救済機関の設置に係る考え方について、以下のとおり報告する。

1 (仮称)中野区子どもの権利委員会の設置

子ども施策を推進するための基本となる計画及び子ども施策を検証するため、区長の附属機関として、(仮称)中野区子どもの権利委員会を設置する。

- (1) 委員構成
区民、学識経験者等 10名
- (2) 委員の任期
2年
- (3) 設置時期(予定)
令和4年6月

2 (仮称)中野区子どもの権利救済機関の設置

子どもの権利の侵害からのすみやかな救済及び子どもの権利の保障を図るため、区長の附属機関として、(仮称)中野区子どもの権利救済委員(以下「救済委員」という。)を任命する。また、子どもが救済委員に対し必要な相談を行えるよう、相談窓口を設置し、相談・調査専門員を配置する。

- (1) 救済委員
学識経験者 3名
- (2) 救済委員の任期
2年
- (3) 相談窓口
 - ① 開設場所
教育センター分室内
 - ② 開設時期(予定)
令和4年9月